

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり。時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり。

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告わり其價遞送料廣告紙は左の如じ
一枚二錢〇一箇月兩金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月晦休刊
○時事新報社ヨリ直擲ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の
遞送料ヲ申支シ

本社へ寄稿に付

眞審するより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずど雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事となる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

多年我國の實業社會と政治社會とを較ぶれば一方は火の消えたるが如く寥々音なきに引換へ一方の政治界は多事多端にして朝に一新事起れば夕に其局を一變し一向一來費多の活劇は目を掩ふに暇あらず國會解散の其當時より議員選舉の混雜に引續き政府部内の云々遂に大臣の更迭に至るまで見來り見去れば無情有情感交々至て傍観者の記憶に印するもの多し左れば寂寥たる實業社會と括渉なる政治社會とを眼前に控へて堵て後進生が其身を處せんとして擇ぶ所は勿れに在りやと問へば其意の向ふ所政治界にあると勿論にして近時の如

し地方人士も今日は議員當選の榮を得て而かも院内の
利物を以て目せられ花の都に英名赫々たるものと聞ては羨
望の情に堪へざるべく其他政府部内の不折合、大臣の
更迭などを見るに付けても此風雲乗すべし取て代はる
可しなき野心を起すは壯年者の情として無理ならざ
る次第なれども我輩は此壯者の志を賛けて其熱情を歎
美するに忍びざる者なり今更事新らしく云ふ迄なき
所なれども政海の危險は實業界の安全に如かず假令ひ
一時を僥倖して驕氣出醜の奇を至するなどあるも遂に
久しきに堪え難くらす封建時代ならばイザ知らず今之政
海に安身立命の地を求るみど難しうとは毎度我輩の忠告
したる所にして廣き天下に亘すべし事業は甚だ繁盛
區々たる小乾坤の小功名を争ふが如きは男子の事にあ
らざるを思へば釋然として頓悟す可き筈なれども如何
せん十數年來の實業社會は種々の原因よりして動搖浮
沈常ならず僅に起りたる新事業も亦萎縮の觀を呈し後
進生に入るべきの餘地を失へて充分に我輩の所論
を實にする説はさりしは甚だ遺憾とする所なりしに今
や事局撲滅して殖產の天地漸く春色を催ほし前途甚
だ多難の時運に遭せり只外面のみこそだ著しく變化を

讀はされども昨年來米麥は半年の作を告げて而から其相場を崩さず外國貿易の如きも次第に好調に向ひて既に／＼先年の不平均を醫したるなほ内外の商事共に實力を増したる上に近年實業社會壊亂の種とありし新會社も倒るゝものは既に倒れて生存者は夫れ／＼事業の緒に就き最早此上は保養にさへ怠るのみとなければ病勢は次第に減却して氣運既に健全の方向に進みたるのみと之を銀券の週報、外國貿易の月表など種々の統計に續じ又は近來紡績綫の好景氣に徴しても争ふべからざるが如し殊に慶すべきは政治と實業と相混同するの弊も漸く薄らぎたるの一事にして從來の實業は恰も政治の從僕の如く萬事政府の干涉を免れされば實業家も亦政府の意を迎へて只管あれに緣故の密ならんふとを飲し官邊の一舉一動は直ちに實業に影響して其秩序を亂しあだしきは其業務擔當の人を進退するに於官の内命を奉する程の次第なりしに今や漸く事情を逆にして既に金力ある者は却て官邊の空氣を避けて獨立せんとする者多きは時勢の變遷と云ふ可し正に是れ實業界の小革命にして自から多事ならざるを得ず此際要する所のものは文明の新思想にして現に今日にても商工の實權は次第に移動して實業家中殊に新思想ありと目せらるゝ人の手裏に歸せんとするの形跡あるを見る可し即ち我輩の所論を實にするの氣運にして前途の多望また疑心に投して一生を誤らんとす我輩の甚だ氣の毒に思ふ所なれば爰に一言して此好時機を空ふせざらんみどを勸告するものなり

ノ窓ヲ添へ鑑山所在地ノ地方長官ニ關田フヘン
地方長官試験及ハ開採ノ事業公認ニ資アリト認ムルトキハ惟遠
審々更クタルヨモリ三十日以内ニ該處ニ就クハ所管鑑山監督署
其見見及知シ探査ニ就クハ鑑務大臣ニ其意見ヲ上申スヘン
鑑務大臣第ニ號治二十五年三月十六日

鑑務大臣第ニ號治二十五年三月十六日

ルモ尚古從前ノ手續ニ依ク鑑至ノ上本大臣ニ上申スヘン

一 試験及鑑認願

一 鑑父ハ信託ノ權威願

一 試験免財願

一 試験又ハ信託ノ相應願及鑑附名願

一 試験又ハ信託許可取消願

○農商務省訓令第七號

明治二十五年四月五日

○農商務省訓令第八號

農商務大臣河野敏謙

鑑山監督署

試験若クヘ探査ノ出願御料地若クヘ官有地ニ保ル
ハ主管ノ官廳ニ協議ヲ經クヘン

地方裁判所畠山検事
知縣第二撰區に起
種々協議したるよし
くは皆撰舉より渙出
○山本農商務技手死
病院にて治療中なり
るが同氏は生前水產
志者と謀り大日本水
水產上諸般の調査に
十九年の水產共進會
會等何れも審査委員
少からざる由なるが
頭小松宮殿下よりは
故審査委員山本由方は医
計鑑し因來本會の事業を
御達し熱心協力終日一
實に枚舉に達あらず然る

明治二十五年四月五日

農商務大臣河野敏録

第一條 畿山監督署長ハ官制ノ定ムル所ニ從ヒ法律命令ノ執行及主務ノ整理ニ付凡チ其實ニ任ス

第二條 畿山監督署長ハ管内ヲ巡视シ及セ部下ノ職員ニ實内監視ヲ

又ハ臨時監査ノ場合ニ於ケ管外出張ヲ爲シ及シ之ノ命スルコトヲ得
第三條 畿山監督署長ハ判任官以下ノ國省監督署長等ヲ

及ヒ除斥仕事ズルコトヲ得
第四條 畿山監督署長ハ月俸十二圓又ハ百圓五十銭以下ノ職員ノ俸

免バ之ハ行支スルコトヲ得
第五條 畿山監督署長故ミアルトキハ部下ノ官吏ニ代理ヲ命レ又ハ

事務ノ幾分ヲ委任シ自己ノ名義ヲ以テ之ヲ用辨ゼシムルコトヲ得
第六條 農務大臣ニ經同ヲ要スヘキ事項ハ總ア畿山局長ヲ經由スル

○大藏省告第十六號
明治十九年十月勅令第六十六號整理公債條例第六六號

依リ整理公債第四回募集ノ總額及應募日限等ヲ定左ノ如シ

明治二十五年四月五日

大藏大臣伯爵松方正義

一整理公債第四回募集ノ總額ハ六百萬圓トし販賣ノ價格ハ額面百圓

金合國トス
一應募者ハ來ル四月十六日ヨリ同月二十五日マニ開幕金額價格及

姓名ヲ詳記シ日本銀行本店又ハ代理店へ申込ムヘシ
一應募額ニ對スル保証金ノ割合ハ證券額面百圓ニ付金十圓トス
一從前發行六分以上利付公債認書ハ各種トモ應募ノ代リトシテ之ヲ

ヌルコトヲ得

一大藏大臣ハ來ル五月十日マニ各應募者ニ交付スヘキ整理公債認書

高額メ日本銀行フシテ之ヲ通知セシムニ付其額ニ對スル金額

保證金ヲ引取リタル餘款ハ拂込ハズナニ二期ニ分子ナリ同月十五日マニ期トス
一六月十五日マニア第一期トレ來ル七月一日ヨリ同月十五日マニ期トス

但第一期は於テ第二期ノ全額又ハ其幾分ノ併せ拂込モモケナレ
大蔵省官布第十六號參照

第六條 計理公債ヲ募集スルトキハ其額ノ價格應募申込日限隨意
達成數等ハ第大蔵大臣之ヲ定メ豫め告示スヘシ
大蔵大臣ハ第項ノ發行シテ據ニ據ス市場ノ時價ニ準レ計理公債證券
格フ定メ隨時ニ發行シテ日本銀行ニ交付スルコトハ得但發行
ル額貰金額及既存ハ大蔵大臣其證行ノ翌日之ヲ定期スベシ
○第二豫備金支出

明治二十五年度第二豫備金支出

第一回

一金三萬五千九百七十圓
一金十二萬二千二百四十七圓四十六錢三圓
一金六萬五千二百九十七圓四十二錢
明治二十三年法庫第九十一年贊及同年法庫第八十七圓開明二十四年法
三職ノ施付ノレ内閣運算外ノ支山ツ要ニ本行ノ金額第ニ豫備金
出ノ檢事部大臣慶應大臣ヨリ諸承有之本大臣同意ヲ來シ之ヲ上奏
月一日勅裁ヲ得タ

明治二十五年四月五日

大藏大臣伯爵松方正義

府國立師範學校長権松
總山監督署
度量衡改正委員會
明治二十五年四月五日

元亨
報

調を爲し居れる趣な
組合の組織を強迫主
さる可らずとの事を
合條例とも云ふべから
く組合團結が特殊の
せざる者は自然不利
らば不都合などと雖
多數の決する規約に
しきものにて今の時
を抱く者少からざる
○衆議院編纂の書籍
なりし第二回通常會
製本も出來上り他の
中にて未だ出來上ら
にて右の三書は皆各
○栃木縣の臨時縣會
員に満たざるを以て
其結果左の如し